

銃砲刀剣類所持等取締法

発令 : 昭和33年3月10日法律第6号

最終改正 : 令和6年6月14日号外法律第48号

改正内容 : 令和6年6月14日号外法律第48号 [令和6年7月14日]

(許可の取消し及び仮領置)

第11条第5項

都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者が引き続き二年以上当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部又は一部）に供していないと認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をすることができる。

- 一 当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部）に供していないと認める場合 当該許可を取り消すこと。
- 二 当該許可に係る用途が二以上である場合であつて、その一部に供していないと認めるとき 当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更すること。